

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

☞ 神社への寄付

Q : 当社は、近所にある神社の祭礼に際し、現金を寄贈しました。この寄贈金の税務上の取扱いを教えてください。

なお、当社と神社との間には、事業において取引等の直接の関係はありません。

A : 支出の目的によって、寄付金、広告宣伝費、給与等として取り扱うことになります。

【解説】

事業に直接関係のない者に金銭でした贈与は、原則として寄付金に当たるものとし、神社の祭礼等の寄贈金はその例にあげられていますが、これは、一般の法人の場合、いわゆる神社とは事業上の関連性がなく、また、その支出に反対給付を期待するというものでもありませんので、寄付金に該当する支出とみるのが実情に即すからです。

したがって、神社の祭礼等に際して現金を寄贈した場合であっても、その支出した目的に応じて処理しなければなりません。ご質問の場合も、その目的により次のように取り扱うことになります。

- (1) 単に神社の祭礼等のために寄贈する場合には寄付金となります。
- (2) 神社に現金を寄贈することにより、祭礼等の際に、境内に貴社の社名入りの提灯等が多数設置され、広告宣伝としての効果が認められる場合には広告宣伝費となります。
- (3) 役員等がその神社の氏子となっていて、本来、役員等が個人的に負担すべきものを法人が負担した場合には、その役員等に対する給与となります。

